

ひょうごの魅力を届けるお仕事体験業務 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

人類共通の課題解決に向けたアイデアを提言する 21 世紀型の万博では、単に万博を見るだけでなく、子どもたちが万博へ主体的に関わり、子どもたちが共創していく体験にこそ意味がある。県内各地で展開するひょうごフィールドパビリオンの活動に触れ、携わる人や地域の思いを知ることで、兵庫へのシビックプライドの醸成を図るとともに、将来の自分や未来社会について考えるきっかけやヒントを与えることを目的とする。

なお、本事業を実施するにあたり、民間事業者の知識やノウハウ等を活用するため、公募型プロポーザル方式により企画提案を募集する。

2 募集概要

(1) 業務名

ひょうごの魅力を届けるお仕事体験業務

(2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(4) 委託上限額

12,278 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

[年度別上限額] 令和 6 年度 8,128 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 7 年度 4,150 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和 6 年 4 月 15 日（月） 募集要項等の公表・配布

4 月 19 日（金） 質問書の提出期限

4 月 24 日（水） 質問書に対する回答の期限

4 月 30 日（火） 参加申込書・企画提案書等の提出期限

5 月中旬頃 審査結果通知、契約締結、事業開始

3 応募資格

プロポーザルに応募することができる者は、単独企業又は本業務受託のために複数の企業で組織された共同企業体（以下、「JV」という。）とする。

(1) 単独企業

(ア) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

(イ) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。

(ウ) 業務の実施にあたり、兵庫県との協議等に柔軟かつ真摯に対応できること。

(エ) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

- ② 必要書類（５（１）に掲げる書類をいう。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- ⑥ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

(2) JV による参加

- (ア) 全ての構成員が、３（１）(ア)～(エ)に掲げる要件を満たしていること。
- (イ) 各構成員が、本プロポーザルに関して他の JV の構成員を兼ねておらず、単独企業での参加もしていないこと。

4 募集要項等の配布

(1) 配布開始日

令和 6 年 4 月 15 日（月）

(2) 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロード

（ホームページ作成後、リンクを貼り付け）

5 参加申込書・企画提案書等の提出

(1) 提出書類

	書類名	様式	部数
(ア)	参加申込書	1	正本 1 部
(イ)	会社概要（応募者の概要を説明する資料）	2	正本 1 部
(ウ)	企画提案書 ①企画提案書（A 4 サイズで 10 枚以内（表紙・目次を除く）） ②業務実施体制図（指揮系統がわかるように） ③業務実施工程表 ④同種・類似の業務に関する業務実績 ⑤経費積算見積書	任意	正本 1 部 副本 8 部 データ要
(エ)	納税証明書（発行後 3 ヶ月以内のもの） ①都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書【兵庫県内に事務所が所在する場合】 ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 ※JV で参加する場合はすべての構成員分を提出すること	—	正本 1 部
(オ)	財務諸表（直近 1 ヶ年のもの）【法人の場合のみ】 ①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本等変動計算書 ※JV で参加する場合はすべての構成員分を提出すること	任意	正本 1 部

(カ)	共同企業体協定書【JV で参加する場合のみ】 ※代表構成員に参加申込の権限を付与すること	任意	写し 1 部
(キ)	共同企業体届出書【JV で参加する場合のみ】	3	正本 1 部

(2) 企画提案書について

- (ア) 提出する案は、各応募者 1 提案に限る。
- (イ) 使用する文字は、12 ポイント以上とすること。(図表や注釈等は除く)
- (ウ) 提出期限後の必要書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (エ) 必要書類の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。
- (オ) 必要書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。
- (カ) 必要書類は審査のためにのみ使用し、審査結果にかかわらず応募者に返却しない。
- (キ) 提出書類 5 (1) (ウ) の書類には、企業名及び企業ロゴを表記しないこと。
- (ク) 提出書類 5 (1) (ウ) の書類には、ページ番号を記載すること。
- (ケ) 企画提案書の作成にあたっては、「2025 年大阪・関西万博に向けた兵庫のアクションプラン ver. 3 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk53/actionplan.html>)」に記載の内容も参考とすること。
- (コ) 企画提案書はすべて片面印刷 (A4 サイズの長辺綴じ) で作成すること。表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙、目次を除きページ番号を一連でつけること。散逸しないようにホッチキス等で製本し提出すること。

(3) 提出先

10 に記載の事務局

(4) 提出方法

持参又は郵送による (郵送の場合は配達したことを証明できるものに限る)。

※持参の場合の受付時間は、土日及び祝日を除く各日の午前 9 時から午後 5 時まで。

(5) 提出期限

令和 6 年 4 月 30 日 (火) 午後 5 時 (必着) ※提出期限後に到着した応募書類は無効

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」(様式 4) により提出すること。

(1) 受付期間

令和 6 年 4 月 15 日 (月) から 4 月 19 日 (金) 午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メールにて事務局に提出 (E-mail : banpakusuishin@pref.hyogo.lg.jp)

(3) 留意事項

件名に「ひょうごの魅力をお届けるお仕事体験業務に関する質問書」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

4 月 24 日 (水) にすべての質問者に同一の回答を配布するとともに、県のホームページに回答を掲載する。ただし、関係者等への確認を要する質問で期限までに回答できない場合は、その質問に関する回答のみ、後日行う可能性がある。

7 審査

(1) 審査の方法

(ア) 審査委員会を設置し、7(2)の審査基準に基づき審査の上、業務を委託する契約候補者（及び次点候補者）の選定を書面審査にて行う。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。

なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(イ) プロポーザル参加事業者が1者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
A 企画提案内容	<ul style="list-style-type: none">・子どもが仕事として体験するのにふさわしいプログラムが選定されているか。また、参加人数やプログラム行程などが適切に設定されているか。・プログラムの体験を通して、将来の自分や未来社会について考えるきっかけやヒントとなる工夫が随所に織り込まれているか。・効果的な広報活動を展開するための創意工夫はあるか。・障害の有無や住んでいる地域等に関係なく、兵庫県に在住する子どもたちが参加したいと思える仕掛けがあるか。・R7年度に万博会場等で実施するイベント（発表会）の演出にオリジナリティがあるか。・公民連携の枠組みがしっかりと構築されているか。・本事業に参加できない子どもたちにも事業効果が広く波及していくような工夫やアイデアが提案されているか。・複数年事業（R6,7）のスケールメリットを生かした特色ある提案はなされているか。	40
B 実施体制 スケジュール	<ul style="list-style-type: none">・適切に業務が実施できる組織体制や人員配置、スケジュールとなっているか。	20
C 類似業務実績	<ul style="list-style-type: none">・地域と連携しながら、子どもたちが主体的に共創していく事業など、類似の実績を豊富に有しているか。	20
D 経費	<ul style="list-style-type: none">・業務内容に見合った適切な経費になっているか。	10
E 全体評価	<ul style="list-style-type: none">・事業目的を正しく理解し、提案内容が仕様書の内容と合致しており、事業に関する知識が十分にあるか。	10
計		100

(3) 審査結果

審査結果は、審査後、事務局から速やかに全応募者に通知するとともに、県のホームページで公表する。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止

等の措置を講じることとする。

- (ア) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (イ) 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (ウ) 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- (エ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続き

- (1) 選定した契約候補者と兵庫県は、企画提案の内容をもとに協議・調整の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果の評価が次点の者と協議を行う。
- (2) 契約の相手方は、8 (1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 契約の相手方が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払いを停止し、又は契約の相手方に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 契約金額の支払いについては、原則、精算払とする。

9 その他留意事項

- (1) 提案を取り下げる場合は、辞退届（様式5）を提出すること。
- (2) 契約の相手方は、当該業務の実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (3) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 契約候補者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

10 事務局

兵庫県企画部万博推進局万博推進課 馬場崎、徳永
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話 078-362-9058（直通）
E-mail : banpakusuishin@pref.hyogo.lg.jp